

議第 3 号

「懲戒処分の指針」の改正について

「懲戒処分の指針」を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月6日提出

岐阜県教育委員会
教 育 長

安 福 正 寿

<関連法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から三まで 略

四 学校その他の教育機関及び事務局の職員の懲戒を行うこと。

五から二十まで 略

2 略

「懲戒処分の指針」の改正について

1 標準的な処分量定の明確化

(1) 児童生徒に負傷に至らない体罰を加えた場合の処分量定を明確化する。

6 児童生徒に対する非違行為等関係	
(1) 体罰・不適切な指導	
新	旧
ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員 → 免職、停職	ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員 → 免職、停職
イ 体罰を加えたことにより児童生徒に負傷を負わせた教職員 → 停職、減給、戒告 常習的、悪質 → 免職、停職	イ 体罰を加えたことにより児童生徒に負傷を負わせた教職員 → 停職、減給、戒告 常習的、悪質 → 免職、停職
ウ <u>ア及びイのほか、児童生徒に体罰を加えた教職員</u> → 戒告 常習的、悪質 → 停職、減給	
エ 児童生徒に対して不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員 → 免職、停職、減給、戒告	ウ <u>ア及びイのほか、児童生徒に対して不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員</u> → 免職、停職、減給、戒告

(2) 「免職」を標準的な処分量定として掲げている「麻薬・覚せい剤等の所持又は使用」について、薬物の種類には「大麻、あへん、危険ドラッグ」が、行為には「譲渡等」が対象となることを明確化し、条文を整理する。

3 公務外非行関係	
新	旧
(10) <u>麻薬等の所持等</u> 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は、 <u>免職とする。</u>	(10) <u>麻薬・覚せい剤等の所持又は使用</u> ア <u>麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した教職員は、免職とする。</u> イ <u>岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号に規定する薬物を所持又は使用した教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u>

- (3) 秘密漏えいの標準例として掲げている故意の秘密漏えいについて、「自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏えいした場合」の標準的な処分量定を明確化する（免職とする）。

3 公務外非行関係	
新	旧
(11) 秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。 <u>この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。</u>	(11) 秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。

2 引用条文の項ずれ等の修正

- ・「3 公務外非行関係 (15) ストーカー行為」において引用している、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の条項の項ずれの修正
- ・政治的行為の制限違反に係る根拠法の追加
- ・過去の改正の際の字句の改正漏れ等の修正

3 「懲戒処分の指針 標準例一覧」の改正

- (1) 職員の政治的行為の制限（地公法第36条等）関連の行為類型に関し、懲戒処分の指針本文と標準例一覧の行為類型の齟齬を修正する。

【標準例一覧】

新	旧
(13) 政治的行為	(13) 政治的行為
ア 政治的団体の結成・勧誘等	ア <u>ストライキ又は怠業的行為</u>
イ 政治的行為を教職員に求める等	イ <u>違法行為の企画、共謀、そそのかし、あおり</u>
ウ 地位利用による選挙運動	ウ 地位利用による選挙活動

【懲戒処分の指針】

(13) 政治的行為の制限違反

- ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定（教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあつては、同法第18条の規定）に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

- (1項) 政治的団体結成への関与・役員就任、構成員への勧誘等
(2項) 投票行動の勧誘、署名運動の企画等

- イ 地方公務員法第36条第3項の規定（教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあつては、同法第18条の規定）に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。

(2) 1の改正に伴う修正及び過去の指針改正の際の改正漏れの修正

4 施行期日

平成30年6月7日

(参考条文)

○地方公務員法

(政治的行為の制限)

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

○教育公務員特例法

(定義)

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学（公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 この法律で「評議会」とは、大学に置かれる会議であつて当該大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成するものをいう。

5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 略

○国家公務員法

(政治的行為の制限)

第一百零二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

人事院規則 14-7 (政治的行為)

(適用の範囲)

1～4 略

(政治的目的の定義)

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第百二条第一項の規定に違反するものではない。

一～八 略

(政治的行為の定義)

6 法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつたらんかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとすることあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。

十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎 (行政執行法人に

あつては、事務所。以下同じ。)、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

7・8 略

○岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻

二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料

三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら

五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

新 旧 対 照 表

新

旧

懲戒処分の指針

平成17年 1月18日
(中略)
平成29年 4月 1日改正
平成30年 6月 日改正
岐阜県教育委員会

懲戒処分の指針

平成17年 1月18日
(中略)
平成29年 4月 1日改正
岐阜県教育委員会

第1 基本事項
(略)

第1 基本事項
(略)

第2 標準例

第2 標準例

1 一般服務関係

1 一般服務関係

(1)から(10)まで (略)

(1)から(10)まで (略)

(11) 秘密漏えい

(11) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。

(12) (略)

(12) (略)

(13) 政治的行為の制限違反

(13) 政治的行為の制限違反

ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条第1項の規定)に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定

イ 地方公務員法第36条第3項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条第1項

に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第36条第3項の規定

の規定)に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。

ウ (略)
(14)から(19)まで (略)

2 (略)

3 公務外非行関係

(1)から(9)まで (略)

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は、免職とする。

(11)から(14)まで (略)

(15) ストーカー行為

ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定する行為及びこれに類する行為をいう。)をした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

4及び5 (略)

6 児童生徒に関する非違行為等関係

(1) 体罰・不適切な指導

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に負傷(アに記載した負傷を除く。)を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われたとき、

に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした職員は、停職又は減給とする。

ウ (略)
(14)から(19)まで (略)

2 (略)

3 公務外非行関係

(1)から(9)まで (略)

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

ア 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した教職員は、免職とする。

イ 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号に規定する薬物を所持又は使用した教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(11)から(14)まで (略)

(15) ストーカー行為

ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する行為及びこれに類する行為をいう。)をした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

4及び5 (略)

6 児童生徒に関する非違行為等関係

(1) 体罰・不適切な指導

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に負傷(アに記載した負傷を除く。)を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われたとき、

又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた教職員は、戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、停職又は減給とする。

エ 児童生徒に対して不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) セクシュアル・ハラスメント（児童生徒を不快にさせる性的な言動）

ア (略)
イ わいせつな言辭等の性的な言動

を繰り返した教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返すなどしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ (略)
(3) (略)

7 管理・監督責任関係

(1) 指導監督不適正

- ① (略)
- ② 不祥事を起こした教職員が、「一般服務関係」、「公金又は県の財産の取扱い関係」又は「児童生徒に関する非違行為等関係」において、懲戒処分を受けた場合アからウまで (略)

(2) (略)

又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童生徒に対して不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) セクシュアル・ハラスメント（児童生徒を不快にさせる性的な言動）

ア (略)
イ わいせつな言辭、身体的接触、つきまとい等の性的な言動

電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返すなどしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ (略)
(3) (略)

7 管理・監督責任関係

(1) 指導監督不適正

- ① (略)
- ② 不祥事を起こした教職員が、「一般服務関係」、「公金又は県の財産の取扱い関係」又は「児童生徒に対する非違行為等関係」において、懲戒処分を受けた場合アからウまで (略)

(2) (略)

懲戒処分の指針

平成17年	1月18日
平成18年	9月29日改正
平成20年	7月22日改正
平成22年	3月3日改正
平成23年	4月1日改正
平成26年	4月11日改正
平成26年	6月23日改正
平成27年	3月16日改正
平成27年	4月1日改正
平成29年	4月1日改正
平成30年	6月 日改正

岐阜県教育委員会

第1 基本事項

1 指針の性格

本指針は岐阜県教育委員会において適正な懲戒処分を行うため、代表的な懲戒処分の事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、岐阜県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町村（学校組合）立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）に適用するものである。

したがって、標準例に掲げられていない行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

2 処分量定の決定

具体的な処分量定の決定に当たっては、『標準例』に掲げる量定を基本に、次の事項を勘案し、総合的に判断する。

- (1) 当該行為が行われた状況及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 教職員の職責
- (4) 他の教職員及び社会に与える影響
- (5) 過去に受けた懲戒処分歴
- (6) 日頃の勤務態度や当該行為後の対応 等

よって、個々の事案の内容によって、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

3 処分量定の加重

- ・ 過去5年間に懲戒処分を受けたことがある者の処分量定の決定にあたっては、標準例に掲げる最も重い量定より重い量定とすることを原則とする。
- ・ 1つの処分事案において、複数の懲戒処分事由に該当する行為を行った者の処分量定の決定にあたっては、標準例に掲げるそれぞれの量定の種類のうち最も重い量定より重い量定とすることを原則とする。

4 処分量定の軽減

次の場合には、標準例に掲げる最も軽い量定より軽い量定（懲戒処分を行わないことを含む。）とすることを原則とする。

- (1) 教職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 教職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (3) 教職員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

5 停職、減給の取り扱い

- ・標準例において、「停職」とは「停職期間3月」、「減給」とは「減給期間3月、給料月額
の10分の1減額」を基本とし、上記に掲げる事由などを総合的に判断して、次の範囲内で
決定する。

停 職：1日以上6月以下

減 給：1年以下の期間、給料月額の5分の1以下

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく過去1年間に10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく過去1年間に11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく過去1年間に21日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児休業等について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を頻繁に離れ職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 営利企業事務従事

許可なく営利企業等に従事した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 職場内秩序びん乱

他の職員に対する暴行、暴言により職場の秩序を乱した教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 法令等違反・不適正事務処理・事務処理懈怠

故意又は重大な過失により、職務の遂行に関し法令等に違反したこと、又は不適正な事務処理をし、若しくは長期間にわたり事務処理を怠ったことにより、公務の運営に支障を生じさせ、若しくは県民等に損害を与え、又はその職若しくは教職員の職全体の信用を傷つけた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(8) 公文書偽造・変造

職務に関し、行使の目的で、公文書を偽造し、又は変造した教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において公印を不正に使用したときは、当該教職員は免職、停職又は減給とする。

(9) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(10) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。

(11) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集・利用

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集し又は利用した教職員は停職、減給又は戒告とする。

(13) 政治的行為の制限違反

ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項（教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条第1項の規定）の規定に違反して政治的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第36条第3項の規定（教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条第1項の規定）に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。

ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員は、免職又は停職とする。

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は停職又は減給とする。

(15) パワー・ハラスメント

他の教職員に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為等を行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(16) 情報セキュリティポリシー違反

「岐阜県情報セキュリティポリシー」に規定する遵守事項に違反し、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(17) 官製談合

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った教職員は、免職又は停職とする。

(18) 収賄

職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした教職員は、免職とする。

(19) 倫理規程違反

- ア 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者と会食をした教職員は、戒告とする。この場合においてこれに要する費用を利害関係者に負担させたときは、減給又は戒告とする。
- イ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者と遊技又は旅行をした教職員は、戒告とする。この場合においてこれに要する費用を利害関係者に負担させたときは、減給又は戒告とする。
- ウ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から転任、海外出張等に伴うせん別等を受けとった教職員は、減給又は戒告とする。
- エ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から中元、歳暮等の贈答品を受領した教職員は、減給又は戒告とする。
- オ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けた教職員は、減給又は戒告とする。
- カ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から金銭、小切手、商品券等の贈与を受けた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- キ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して本来自らが負担すべき債務を利害関係者に負担させた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- ク 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から対価を支払わずに役務の提供を受けた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- ケ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けた教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- コ 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けた教職員は、停職又は減給とする。

2 公金又は県の財産の取扱い関係

(1) 横領

公金又は県の財産を横領した教職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は県の財産を窃取した教職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は県の財産を交付させた教職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は県の財産を紛失した教職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は県の財産を盗難により亡失した教職員は、戒告とする。

(6) 県の財産の損壊

故意に職場において県の財産を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 出火・爆発

過失により職場において県の財産の出火、爆発を引き起こした教職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金又は県の財産の処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は県の財産の不適正な処理をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。この場合において傷害の程度が重いつき、又は暴力行為が悪質で危険なものであったときは、当該教職員は免職又は停職とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物（公金及び県の財産を除く。）を横領した教職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、免職又は停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員は、免職、停職又は減給とする。

(13) わいせつ行為

痴漢行為、のぞき行為又は盗撮行為をした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(14) 強制わいせつ

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。

(15) ストーカー行為

ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項に規定する行為及びこれに類する行為をいう。）をした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

4 飲酒運転関係

(1) 飲酒運転

事故の有無に関わらず飲酒運転をした教職員は、免職又は停職（諭旨免職）とする。

ただし、飲酒運転となった状況、経緯に鑑み、特段の事情がある場合には、3月を下限とする停職とすることができる。

なお、飲酒運転に関しては、当該標準例を下回る処分量定の軽減は行わないこととする。

(2) 飲酒運転容認

ア 飲酒運転を知らずながら同乗した教職員は、免職又は停職（諭旨免職）とする。

イ 飲酒運転となることを知らずながら飲酒を勧めた教職員は、免職又は停職（諭旨免職）とする。

5 交通事故・交通法規違反関係

(1) 交通事故（飲酒運転をした場合を除く）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

この場合において措置義務違反をしたときは、免職又は停職とする。

イ 人の身体に傷害を負わせた教職員は、減給又は戒告とする。

この場合において措置義務違反をしたときは、免職、停職又は減給とする。

ウ 他人の物を損壊し、措置義務違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 交通法規違反等

無免許運転等の悪質な交通法規違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

6 児童生徒に関する非違行為等関係

(1) 体罰・不適切な指導

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に負傷（アに記載した負傷を除く。）を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた教職員は、戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、停職又は減給とする。

エ 児童生徒に対して不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) セクシュアル・ハラスメント（児童生徒を不快にさせる性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は教職員・児童生徒等の関係に基づいて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。

イ わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなどしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職、停職又は減給とする。

(3) 個人情報の盗難、紛失及び流出

ア 個人情報の管理を著しく怠ったことにより、児童生徒に係る重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた教職員は、減給又は戒告とする。

イ 許可なく持ち出した児童生徒に係る重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

7 管理・監督責任関係

(1) 指導監督不適正

- ① 不祥事を起こした教職員が懲戒処分を受けた場合、管理・監督者として指導監督上、重大な不作為又は過失があり、その職責を果たしていない場合においては、管理・監督責任が問われるものとする。
- ② 不祥事を起こした教職員が、「一般服務関係」、「公金又は県の財産の取扱い関係」又は「児童生徒に関する非違行為等関係」において、懲戒処分を受けた場合
 - ア 教職員が免職となった事案においては、所属長及び所属の管理・監督者は減給とする。
 - イ 教職員が停職となった事案においては、所属長及び所属の管理・監督者は減給又は戒告とする。
 - ウ 教職員が減給となった事案においては、所属長及び所属の管理・監督者は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

不祥事を起こした教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合

- ア 教職員が免職又は停職となった事案においては、管理・監督者は停職とする。
- イ 教職員が減給又は戒告となった事案においては、管理・監督者は減給とする。

◆ 標準例一覧

平成30年6月 日改正

事由		免職	停職	減給	戒告
一般 服 務 関 係	(1) 欠勤(1年間)				
	ア 10日以内			■	■
	イ 11日以上20日以内		■	■	
	ウ 21日以上	■	■		
	(2) 遅刻・早退				■
	(3) 休暇の虚偽申請			■	■
	(4) 勤務態度不良			■	■
	(5) 営利企業事務従事			■	■
	(6) 職場内秩序びん乱		■	■	■
	(7) 法令等違反・不適正事務処理・事務処理懈怠	■	■	■	■
	(8) 公文書偽造・変造		■	■	■
	公印を不正に使用したとき	■	■	■	■
	(9) 虚偽報告			■	■
	(10) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			■	■
	イ あおり・そそのかし	■	■		
	(11) 秘密漏えい	■	■		
	自己の不正な利益を図る目的	■			
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集・利用		■	■	■
	(13) 政治的行為				
	ア 政治的団体の結成・勧誘等			■	■
	イ 政治的行為を教職員に求める等		■	■	
	ウ 地位利用による選挙運動	■	■		
	(14) セクシャル・ハラスメント				
	ア 強制わいせつ	■	■		
	イ 性的言動の繰返し		■	■	
	相手方の精神疾患罹患	■	■		
	ウ 性的言動			■	■
相手方の精神疾患罹患		■	■		
(15) パワー・ハラスメント	■	■	■	■	
(16) 情報セキュリティポリシー違反		■	■	■	
(17) 官製談合	■	■			
(18) 収賄	■				
(19) 倫理規程違反(岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程第4条)					
ア 会食				■	
相手方が経費を負担			■	■	
イ 遊技・旅行				■	
相手方が経費を負担			■	■	
ウ せん別			■	■	
エ 中元・歳暮等の贈答品			■	■	
オ 講演・出版物への寄稿等(未承認)に対する報酬			■	■	
カ 金銭・小切手・商品券等の贈与	■	■	■	■	
キ 債務を負担させる	■	■	■	■	
ク 対価を支払わずに役務の提供を受ける	■	■	■	■	
ケ 対価を支払わずに不動産・物品等の貸与を受ける		■	■	■	
コ 未公開株の譲り受け		■	■		
公 金 又 は 県 財 産 の 取 扱 い	(1) 横領	■			
	(2) 窃取	■			
	(3) 詐取	■			
	(4) 紛失				■
	(5) 盗難				■
	(6) 県の財産の損壊			■	■
	(7) 出火・爆発				■
	(8) 諸給与の違反支払・不適切受給			■	■
	(9) 公金又は県の財産の処理不適正		■	■	■

事 由		免職	停職	減給	戒告
公務外非行関係	(1) 放火	■			
	(2) 殺人	■			
	(3) 傷害		■	■	
	傷害の程度が重いとき、又は暴力行為が悪質で危険な場合	■	■		
	(4) 暴行・けんか			■	■
	(5) 器物損壊			■	■
	(6) 横領				
	ア 自己の占有する他人の物の横領	■	■		
	イ 占有離脱物の横領			■	■
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	■	■		
	イ 強盗	■			
	(8) 詐欺・恐喝	■	■		
	(9) 賭博				
	ア 賭博		■	■	■
イ 常習賭博	■	■			
(10) 麻薬等の所持等	■				
(11) 酩酊による粗野な言動等		■	■	■	
(12) 淫行(みだらな性行為)	■	■	■		
(13) わいせつ行為	■	■	■	■	
(14) 強制わいせつ	■	■			
(15) ストーカー行為	■	■	■	■	
飲酒運転関係	(1) 飲酒運転(事故の有無を問わない)	■	■(諭免)		
	(2) 飲酒運転容認				
	ア 飲酒運転を知りながら同乗	■	■(諭免)		
イ 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた	■	■(諭免)			
交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転以外での交通事故				
	ア 死亡・重篤な傷害	■	■	■	■
	措置義務違反あり	■	■		
	イ 傷害			■	■
措置義務違反あり	■	■	■		
ウ 物損	■	■	■	■	
措置義務違反あり					
(2) 交通法規違反(無免許運転等)		■	■	■	
児童生徒に関する非行為等関係	(1) 体罰・不適切な指導				
	ア 死亡又は重大な後遺症を残す負傷	■	■		
	イ ア以外の負傷を負わせた場合		■	■	■
	体罰が常習的又は体罰の態様が特に悪質	■	■		
	ウ ア及びイ以外の体罰				■
	体罰が常習的又は体罰の態様が特に悪質		■	■	
	エ 不適切な指導を行い、相手に精神的苦痛を与えた	■	■	■	■
	(2) セクシャル・ハラスメント				
	ア 暴行若しくは脅迫を用いてのわいせつな行為等	■	■		
	イ わいせつな言辞等の性的な言動等の繰り返し	■	■	■	
ウ わいせつな言辞等の性的な言動	■	■	■	■	
(3) 個人情報の盗難、紛失及び流出					
ア 管理を著しく怠ったことにより、重要な個人情報を盗難、紛失、流出した場合			■	■	
イ 許可なく持ち出した重要な個人情報を盗難、紛失、流出した場合		■	■	■	
管理・監督責任	(1) 教職員が、「一般サービス関係」「公金又は県の財産の取扱い」「児童生徒に関する非行為等関係」に関して懲戒処分を受けた場合				
	不祥事を起こした教職員が	免職となった事案		■	
	停職となった事案			■	■
	減給となった事案				■
(2) 教職員の非行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合					
不祥事を起こした教職員が	免職又は停職となった事案		■		
減給又は戒告となった事案			■		

- ※1 事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。
ただし、飲酒運転に関しては、停職3月を下回らないものとする。
- ※2 地方公務員法に基づく処分以外（訓告、注意）については、標準例には記載していない。
- ※3（諭免）＝諭旨免職
- ※4 オートバイについては本指針を適用する。
- ※5 自転車については、重篤な傷害を負わせた場合は、本指針に沿った処分を行う。
（例） 酒酔いで自転車に乗り、坂道をくだる途中で通行人にぶつかり大けがを負わせた。